

社会保障論評22-007号 (作成日: 2022年8月20日)

「誰も断らない」 朝日新聞2022年8月20日付朝刊13面

<要参照:<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000046438.pdf>>

- 読書欄における『誰も断らない こちら神奈川県座間市生活援護課』（篠原匡著）についての一橋大学の神林龍教授による書評である。この本自体についての論評は、別の機会に検討することとして、神林教授のコメントに対し、少し所感を述べてみたいと思う。
- 教授は、「生活困窮者自立支援制度」は、「一挙手一投足が管理される生活保護制度と異なり、被支援者本人の努力や気持ちを最大限尊重する」もので「第二のセーフティネット」であり、その「自治体における運用実態を取材」したのが本書であるとしている。
- 生活困窮者自立支援法は、「生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的」とし、2013年に制定されたものである。
- 制度の内容は、厚生労働省「生活困窮者自立支援法について」（上述URL）を参照して欲しいが、2008年のリーマンショックと2011年の東日本大震災などの状況を踏まえ、「生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者」を対象にしたものである。
- しかし、この法律の制定には反対意見もあった。懸念されたのは、「自立支援」の名のもとに、生活保護受給者の増加を抑制しようということになるのではないかという点であった。実際に、生活保護申請を窓口で抑止する「水際作戦」などが問題視されていた。
- 日本国憲法第25条の生存権を具現化する生活保護制度は、教授が「一挙手一投足が管理」とされるほどに、ガチガチの制度になっている。税金を財源にしていることから、生活保護費の悪用のケースに対しては、マスコミ報道も激しく、世間の監視を促している。
- これに対し、日本弁護士連合会は、少し古いが日本の2010年の保護率は1.6%と諸外国に比べて低く、不正受給率は全体の僅か0.4%程度であると報告し、注意喚起している(https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatu_hogo_qa.pdf)。
- もちろん、汗水たらした労働等から支払った税金を不正利用されたのでは、たまったものではない。私は、この点で、「無償給付型」の生活保護制度には、「最後のセーフティネット」としての機能が十分には果たせないリスクがある、とかねがね思っている。
- 例えば、生活保護受給者の高校生が、アルバイト収入を得た場合、生活保護支給額を減額することになる。生活保護法自体にも「自立を助長」と規定されているのだが、こうした取り扱いでは、自立のための意欲や努力を阻害することになると思わざるを得ない。
- そこで私は、生活保護を貸付型に変更すべきであると思っている。貸付型なら、アルバイト収入も（直ちにではなくても）返済に充てることができるようになるであろう。全額返済に到れば、生活保護で人様からの恵みを受けたというような意識も払拭できる。
- 生活困窮者自立支援制度の眼目の一つは、「住宅確保給付金」の支給である。リーマンショックの際の派遣切りで住宅を失ったケースへの反省だろうが、大元の「生活保護制度」の在り方を見直さなければ、穴あきの安全網になってしまうのではないか。（以上）